

## 教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 24 年 11 月 19 日
開 会 時 刻	午後 3 時 28 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 47 分
出 席 委 員 名	◎中村豊治    ○上田修一    吉井詩子    吉岡勝裕
	藤原清史    黒木騎代春    宿典泰    中山裕司
	西山則夫 議長
欠 席 委 員 名	野崎 隆太
署 名 者	
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	「地球温暖化防止実行計画（案）について」
	「共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について」
	「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」
	「保育所給食検査について」（報告案件）
説 明 員	環境生活部長    環境課長    健康福祉部長    健康福祉部次長
	介護保険課長    介護保険課副参事    こども課長
	ほか関係参与

## 協議結果ならびに経過

教育民生委員会終了後、引き続き中村委員長協議会を開会し、「地球温暖化防止実行計画（案）について」「共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について」、及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」を順次協議し、また、「保育所給食検査について」の報告がありましたが、その概要は次のとおりでした。

開会 午後 3 時 28 分

### ◎中村豊治委員長

それではただいまから、教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は 8 名でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、「地球温暖化防止実行計画について」「共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について」「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」「保育所給食検査について」以上でございます。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが御異議ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【地球温暖化防止実行計画案について】**

### ◎中村豊治委員長

それでは、「地球温暖化防止実行計画案について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

環境生活部長。

### ●中井環境生活部長

委員の皆さん方には教育民生委員会に引き続き協議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長のほうから御案内いただきましたとおり、地球温暖化防止実行計画案について外 2 件の協議案件と、報告案件 1 件でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課のほうから御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長  
環境課長。

●坂本環境課長

それでは、「地球温暖化防止実行計画（案）について」御説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過についてでございますけれども、説明をさせていただきます。

「地球温暖化防止実行計画（案）」につきましましては、平成 24 年 8 月 30 日に、教育民生委員協議会を開催いただき、計画（案）の概要及びパブリックコメントの実施概要について、御説明をさせていただきました。

その後、9 月 10 日から 1 カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。

平成 24 年 11 月 2 日に開催されました環境審議会におきまして、計画（案）について御審議、御承認いただき、同日、市長へ計画（案）として答申をいただいたものでございます。

本日は、「1 パブリック・コメント実施結果」について御説明をさせていただき、御協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

まずは、パブリックコメント実施結果につきまして、御報告させていただきます。

御手元の資料 1-1、パブリックコメント実施結果についてをごらんいただきたいと思っております。

「地球温暖化防止実行計画（案）」のパブリックコメントにつきましましては、平成 24 年 9 月 10 日から平成 24 年 10 月 9 日までの 1 カ月間、市ホームページへの掲載及び環境課カウンター他、市管理施設等での閲覧、配布により実施を行いました。

なお、実施にあたりましては、市広報お知らせ版で案内周知をいたしました。

実施結果としましては、意見提出者 1 名から 3 件の御意見をいただきました。御提出意見の概要及び市の見解につきましましては、資料 1-2 にまとめてさせていただきました。

なお、御提出いただきました意見による計画（案）の記載の変更はございませんが、いただいた意見の趣旨を踏まえ、計画（案）を推進していきたいと考えております。

本日の教育民生委員協議会におきまして御協議いただいた上で、計画を最終確定させていただき、本冊並びに概要版を作成し、議員の皆様へ配付させていただくとともに、広く市民に周知をしたいと考えております。

以上、地球温暖化防止実行計画（案）についての御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただいま報告いただきました内容につきまして、御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましましてはこの程度で終わります。

## 【共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について】

◎中村豊治委員長

次に、「共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について」を、御協議願います。  
当局から説明、報告をお願いいたします。  
環境課長。

●坂本環境課長

それでは、「共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について」御説明をさせていただきます。

資料2「共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について」をごらんいただきたいと思います。

はじめに、この事業の目的でございますが、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止をするため、団地等に設置されております共同汚水処理施設の修繕工事を実施した場合、その管理団体に対しまして、修繕にかかった経費の一部を補助することにより、施設の適正管理を図るというもので、平成25年度から実施したいと考えております。

次に(2)補助制度案をごらんいただきたいと思います。

この補助制度におきましては「1水質汚濁防止法に基づく指定地区特定施設である201人槽以上の住居用の浄化槽であること」「2住民組織が管理運営していること」「3設置後7年以上経過しており、法で定められた保守点検を行う等適正に管理がされていること」これらを全て満たす施設を補助の対象としたいと考えております。なお、下水道認可区域内の施設につきましては、補助の対象といたしておりません。

次に、補助率でございますが、施設の修繕工事に要する経費が1件あたり30万円以上のものに限り、その経費の3分の1を補助したいと考えております。また、補助金の限度額は1件あたり300万円といたしております。

次に、(3)実施時期でございますが、平成25年度から5カ年の期限付きとしまして、その後の補助制度につきましては、5年間の効果を検証したうえで、検討していきたいと考えております。

なお、本補助制度につきましては、501人槽以上の浄化槽でありますと、国の地域再生基盤強化交付金の対象となりまして、補助金額の3分の1が国から補助されることとなっております。

以上、「共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について」の御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。  
黒木委員。

○黒木騎代春委員

この下水道認可区域内というのと、計画区域内というのはまた違うという意味でよろしいのですか。

◎中村豊治委員長  
環境課長。

●坂本環境課長

計画区域内と認可区域内でございますけれども、今現在ですと下水道の3期が進んでいるのかと思いますけれども、これが認可区域内ということになりますので、そういった今現在で補助対象になりますと認可区域内、いわゆる3期工事までのところが認可区域という御理解でお願いしたいと思います。

◎中村豊治委員長  
黒木委員。

○黒木騎代春委員

それでしたら、対象になるところもかなりあるのかなと思いますし、現在、管理組織がですね、地域の自治会の人たちを中心に本当に献身的な努力で運用をしてもらっているので、非常に歓迎される制度ではないかなというふうに思うのですけれども、ただこの下のほうに、その他にですね…、違うか。

この国のですね…、あ国じゃないか。501人槽以上の浄化槽であれば、地域再生基盤強化交付金の対象となると。これとの違いというのはどういうところにあるのでしょうか。

この補助率は一緒なのですけれども、限度額が、今度市がやる場合300万円ということになっていますよね。

それはこの501人以上の場合は、それは書いてないけれども、そういう点が違うのですか。

◎中村豊治委員長  
環境課長。

●坂本環境課長

補助額につきましては上限300万円ということで、市が行う補助に対してその金額の3分の1を国が補助をしますよということですので、いただいていた補助金については金額は、また変わりはございません。

市のほうへその分、3分の1が、財源として入ってくるというような状況でございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

他にございませんか。はい。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について】

◎中村豊治委員長

次に、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」を、御協議願います。

当局から説明をお願いします。

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

それでは、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について、意見募集を行いましたので、その結果の御報告と、今後の予定について御説明申し上げます。

御手元の資料 3-1 をごらんください。

初めに「1 条例制定の背景」をごらんください。

10 月 2 日の協議会で御説明を申し上げたところでございますが、本件は、地域密着型サービス事業所等の人員、設備、運営等に関する基準については、現在は、厚生労働省令で定められておりますが、国が進めております地域主権改革によりまして介護保険法が改正されまして、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で基準を定めることになりました。

条例は、平成 25 年 4 月 1 日施行を予定しており、現在作業を進めているところでございます。

次に、「2 意見募集（パブリックコメント）の結果について」をごらんください。

条例案策定にあたりまして、10 月 2 日の教育民生委員協議会での協議を経て、10 月 5 日から 11 月 5 日までの 1 カ月間の期間で意見募集を行いました。

市ホームページへの掲載、広報いせでの周知、総合支所、支所などへの骨子案の冊子の配置、市内の地域密着型サービス事業所への意見募集を実施中であることの周知メール送信などを行いましたが、結果としましては、特に御意見はございませんでした。

御参考までに、今回の意見募集とは別に、10 月 24 日に開催されました伊勢市介護保険推進協議会へも骨子案を御報告申し上げましたが、骨子案の変更に至る御意見は頂戴しておりません。

これらを踏まえまして、現時点では、先にお示しした条例の骨子案について、意見募集の結果、特に修正すべき点はなかったことを御報告申し上げます。

次に、「3 今後の予定」をごらんください。

本日の御協議を経た後、現在作成を進めております条例案を、12 月定例会へ御提出させていただきますまして、御審議を経た上で、平成 25 年 4 月 1 日施行を目指したいと思っております。

次のページ以降の資料 3-2 から 3-4 につきましては、10 月 2 日の協議会へ御提出させていただきます、御協議いただいた内容と同様のものではございますが、今回も資料として添付をさせていただきました。

なお、今回も現行省令等の写しにつきましては、ページ数が膨大なものとなっておりますので、添付を省略させていただきました。御了承いただきたく存じます。

以上、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」の御説明を申し上げました。

御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【保育所給食検査について】

◎中村豊治委員長

次に、「保育所給食検査について」、報告案件であります。御協議をお願いいたします。

当局から報告をお願いします。

こども課長。

●古布こども課長

それでは保育所給食検査について御説明をいたします。

資料4をごらんください。

本事業の趣旨は、東日本大震災における原子力災害により放射性物質が拡散し、農作物等への影響が生じており、保育所において提供される給食についても、安全・安心の確保が求められています。

保育所入所児童のより一層の安全・安心の確保の観点から、保育所における給食の放射性物質の有無や量について把握するものであります。

次に事業の内容についてですが、あらかじめ伊勢市が検査機関と委託契約をし、保育所において提供した給食を検査実施保育所から検査機関へ送付し、放射性物質の有無及び量を検査するものであります。検査結果については、ホームページ掲載等により公表する予定です。

検査項目及び検査方法についてですが、放射性セシウム134及び137について検査をします。

検査方法は、食品中の放射性物質の測定に最も適した測定方法とされておりますゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー分析法による核種分析検査となります。

検査実施保育所は、市立保育所7園と私立の保育所14園です。

公立保育所は14園ございますが、うち7園で実施することにより納入業者を全て網羅することができるようになっております。

私立保育所は17園ございますが、事業に関する事前説明を行い、実施していただくこ

とになった 14 園で実施するものであります。

検査回数は、検査機関及び県と調整のうえ 4 回ないし 5 回を実施したいと考えております。

次に事業にかかる経費ですが、検査費用・検体食材費・容器等の消耗品費で、181 万 1,000 円を予定しており、1 回当たり 1 万 7,200 円となり、当面は現計予算で対応したいと考えております。

財源は、子育て支援対策臨時特例交付金により、事業費の 10 分の 10 が県補助金として交付されます。去る 10 月の県議会において補正予算が成立しております。

なお、学校給食におきましては、県教育委員会の事業として 9 月から 2 回検査が実施され、いずれも不検出となっているところであります。

当事業は平成 25 年度においても継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

はい。ただいまの報告につきまして、報告案件ではありますが特にありましたらお願いします。みえますか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

ちょっと専門的な問題で、もしわかりましたら教えてほしいのですけれども。

県下統一した基準になっているのかどうかということと関係があるのですけれども、要は自然界にもあるということ、その下限値によって、とり方によってですね、検出されなかったりされたりということもあると思うのですけれども、その辺は今、予想されて、この間やったやつも含めてですね、どんなふうなところを根拠にされているのかというがわかりましたら教えてほしいのですが。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●古布こども課長

検査の器械がですね、下限値というのでしょうか、5 ベクレルというのでしょうか、器械によっても違うのだとは思いますが、そういうふうな、なるべくいい器械の中でですね、していただいて、それを超えればですね、検出されたら、次の検査に進んでいくと、まとめていったんは 1 食分、1 食分というか全部の食材をまとめて検査をしますものですから、その中で数値が出てくれば、今度は個々の御飯なら御飯、魚なら魚というふうな特定をしていく、そういうふうな検査になるかと思えます。

(「はい、結構です。ありがとう」と呼ぶ者あり)



◎中村豊治委員長  
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長  
他にないようでありますので、この程度で終わります。  
以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会をさせていただきます。  
長時間、ありがとうございました。

閉会 午後 3 時47分